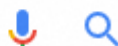


## 薬局の検査時に確認するもの

- 管理簿（薬機法施行規則第13条）
- 劇薬譲受書（一般人に劇薬（要指導医薬品、処方箋医薬品以外の薬局医薬品）を販売または授与する場合）（薬機法第46条）
- 指針・手順書  
内容については、千葉市保健所ホームページ等を参考にしてください。

千葉市保健所 指針及び手順書



申請時または検査の2、3日前までに持参或いはメールで指針・手順書を提出していただくと、検査時間が短くなります。

メール送付先：千葉市保健所総務課 somu.PHO@city.chiba.lg.jp

- 液量器（小容量（50cc未満）及び中～高容量（50cc以上）のものを各1つ以上）
- 温度計（100℃）
- 水浴（調理用器具不可）
- 調剤台（高さ0.7m、幅0.4m、面積は0.5㎡以上、散剤、錠剤、水剤の調剤を行う専用の台）
- 軟膏板
- 乳鉢、乳棒（どちらも散剤用のもの）
- はかり（感量10mg、感量100mg）：切替式可
- ピーカー
- ふるい器
- へら（金属製のもの）
- へら（角製又はこれに類するもの）
- メスピペット（ディスポーザブルシリンジでも可）
- メスフラスコ又はメスシリンダー
- 薬匙（金属製のもの）
- 薬匙（角製又はこれに類するもの）
- ロート
- 日本薬局方及びその解説書の最新版（第18改正）

器具はあらかじめ包装を取り  
陳列していただくよう、  
ご協力お願いいたします。

下記①②のどちらかをご用意ください（追補版についても揃えていただくことが望ましいです）。

①第十八改正日本薬局方・条文と注釈又は第十八改正日本薬局方解説書（全文）【廣川書店】

②第十八改正日本薬局方（白）及び第十八改正日本薬局方医薬品情報（緑）【じほう】

※薬局製剤製造業取得施設は、全文が必要です（☞薬局製剤製造業の検査時に確認するもの）。

- 薬事法関係法規に関するもの（医薬品医療機器等法、薬剤師法、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法、麻向法）の最新版
- 調剤指針の最新版（第14改訂）
- 添付文書集（医療用）の最新版：インターネット閲覧不可
- 添付文書集（一般用）の最新版：インターネット閲覧不可
- 看板等（許可が下りるまで掲げられません。完成後目隠しをしてください。検査時に間に合わない場合には許可後写真送付をお願いします。）
- 残留塩素（井戸水の場合）

\*\*\*\*\*

千葉市保健所 総務課 薬務班

〒261-8755 千葉市美浜区幸町 1-3-9

TEL 043-238-9967 FAX 043-203-5251

somu.PHO@city.chiba.lg.jp

\*\*\*\*\*